

飯塚市総合計画審議会について

(1) 総合計画審議会とは

審議会は「飯塚市附属機関の設置に関する条例」に基づき設置され、総合計画に関する事項について審議していただく組織です。

(2) 総合計画審議会の役割

審議会の役割は、市長の諮問に応じ、市民の立場や専門的な視点から内容を審議していただき、諮問に対する答申をしていただきます。

飯塚市総合計画策定条例

(総合計画審議会への諮問)

第 4 条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、飯塚市附属機関の設置に関する条例第 2 条に規定する飯塚市総合計画審議会に諮問するものとする。

飯塚市総合計画審議会規則

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、飯塚市総合計画に関する事項について審議するものとする。

(3) 総合計画審議会の組織と任期

審議会の組織は、市長が委嘱する 25 人以内の委員で構成されます。任期は、委嘱の日から諮問に対する答申を行う日までの期間です。

飯塚市総合計画審議会規則

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

(任期)

第 5 条 委員は、第 2 条に規定する諮問に係る事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(4) 会長及び副会長

審議会の議事運営を行い、会長及び副会長をそれぞれ 1 名、委員の互選により選出させていただきます。

飯塚市総合計画審議会規則

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(5) 会議の成立について

審議会は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができません。

飯塚市総合計画審議会規則

(会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(6) 会議の公開について

審議会は原則公開となります。(飯塚市情報公開条例第16条)

⇒市ホームページに委員の氏名、会議の出欠、会議録、傍聴人数等を掲載します。

(7) 審議の進め方について

素案に対する質問・要望事項を委員の皆様より事前にメールやFAX等で提出していただき、一覧表にまとめたものを会議の開催前に委員の皆様へ送付いたします。審議は一覧表に沿った形で進めさせていただきます。